

令和5年度第4回理事会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月13日（水） 午後1時55分
- 2 場 所 岡崎市東部学校給食センター研修会議室
- 3 現在の理事数 4名
- 4 出席理事及び監事（理事）4名
本多 克裕、加藤 基、永谷 律子、蜂須賀 俊光
（監事）2名
柴田 匡司、杉浦 基司
- 5 事務局 伊藤 満（事務局長）、平木 敦代（業務課長兼業務Ⅰ係長）
杉田 展宏（管理課長）、後藤 芳章（食育経理係長）
内田 浩美（総務係長）
宮瀬 和之（教育委員会事務局学校給食センター所長）
杉浦 達也（顧問税理士）
- 6 議事の進行及び定足数の確認
 - (1) 定足数の確認について事務局が、定款第42条の規定により定足数を満たしているので、本会が成立していることを告げた。
 - (2) 議事の進行について
定款第41条の規定により、理事長 本多 克裕が議長となり議事を進行した。
- 7 議決事項
 - 第1号議案 令和5年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算案について
 - 第2号議案 令和6年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算案について
 - 第3号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程の全部改正について
 - 第4号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則の一部改正について
 - 第5号議案 役員賠償責任保険の加入について
 - 第6号議案 評議員会の開催について
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の結果
 - (1) 第1号議案 令和5年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算案について
議長から事務局に第1号議案の説明を求められ、別紙1「令和5年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算案」に基づき、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの影響により、学級閉鎖が数多くあったことで1,421万4千円減額となったことが説明された。
質疑はなく、議長は第1号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

- (2) 第2号議案 令和6年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算案について
議長から事務局に第2号議案の説明を求められ、別紙2「令和6年度事業計画及び収支予算書案」に基づき、事業計画は、協会の基本理念に掲げる考えの基、食育事業及び給食調理事業等を行うこと等が説明された。

収支予算書では、最低賃金引上げや新西部センター供用開始に向けた人員計画による職員増により1,521万7千円、食材費高騰による影響により給食材料費が9,042万9千円増額となっていること等が説明された

質疑はなく、議長は第2号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

- (3) 第3号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会賃金規程の全部改正について

議長から事務局に第3号議案の説明を求められ、別紙3「公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程」に基づき、定年延長時の給与及び退職手当制度をポイント制による1年毎の積み上げ形式に変更すること等が説明された。

永谷理事より、定年延長に伴い給料が下がるが同じ仕事をするということになると、働く人のモチベーションが下がることになるが、そのあたり、今後どのように考えているのかという質問があり、事務局より、職員の採用計画も含め、今後、定年延長の場合の業務負担が軽減されるようなすみ分けを検討する旨が伝えられた。

加藤理事より、令和5年度において、業務改善手当の対象者はどの程度いたのかとの質問があり、事務局より、一次審査に提案された件数は39件で、提案数としては昨年を下回ったが、最終審査でBランク、Cランクにあたる表彰もあり、提案の中身はすぐに現場で活かされるような内容が増えてきた旨が伝えられた。

加藤理事より、西部や南部センターは古い施設で、夏場に30度、40度を超える時もあるかと思いますので、ローテーションで負担軽減するなど、働く職員への配慮をお願いしますとのこと意見をいただいた。

他に質疑はなく、議長は第3号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

- (4) 第4号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

議長から事務局に第4号議案の説明を求められ、別紙4「公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則」に基づき、働く祖父母が増える中、孫が生まれた時に育児を協力し、子育て世代の負担を軽減するため、中学校就学前の始期に達するまでの子を養育する家族が出産する場合において、当該家族に代わって当該子を養育する職員に対し「孫の養育休暇」を取得できるように改正する旨が伝えられた。

永谷理事より、子や孫の看護休暇や養育休暇の対象を中学校就学の始期に達するまでに拡大している理由を教えてくださいとの質問があり、事務局より、育児全般について、対象当該子が中学校就学始期までと、国の基準を上回る形で一律的な取扱いをすることで、働きやすい職場環境となり、当協会にとってメリットがあると考えている旨が伝えられた。

他に質疑はなく、議長は第4号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

(5) 第5号議案 役員賠償責任保険の加入について

議長から事務局に第5号議案について説明を求められ、事務局より、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、役員の賠償責任保険契約の内容を決定するには理事会の決議によらなければならないこととされたため諮ることが説明された。

質疑はなく、議長は第5号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された

(6) 第6号議案 評議員会の開催について

議長から事務局に第6号議案について説明を求められ、事務局より、定款の規定により評議員会の開催を理事会で決議することが説明された。

質疑はなく、議長は第6号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

9 報告事項

職務の執行状況について

本多理事長が職務の執行状況について報告を行った。

以上をもって、議長は閉会を宣した。

閉会 午後2時55分